

## 令和3年度 社会保障財源交付金(引き上げ分の地方消費税交付金)の用途について

平成26年4月1日及び令和元年10月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、用途を明らかにし、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。本表は、総務省自治税務局都道府県税課長通知に基づくものです。

令和3年度決算における地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

歳入	令和3年度社会保障財源交付金	166,078	千円
歳出	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費(社会保障財源交付金の充当可能事業)	2,551,799	千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳						
			特定財源			一般財源			
			国県支出金	町債	その他	うち社会保障財源交付金分	うちその他		
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費	170,756	132,659		4,001	34,096	5,672	28,424
		老人福祉費(介護・後期除く)	32,774	1,033		4,925	26,816	4,463	22,353
		障害者福祉費	292,315	210,471		10	81,834	13,617	68,217
		福祉医療費	77,467	28,759		1,107	47,601	7,921	39,680
	児童福祉費	児童福祉総務費	21,200	10,485		1,590	9,125	1,519	7,606
		児童措置費	485,607	422,436		357	62,814	10,453	52,361
		保育所費	571,589	366,064		21,827	183,698	30,567	153,131
	生活保護費	生活保護総務費	2,266	247			2,019	336	1,683
		生活保護扶助費	120,759	89,292		152	31,315	5,211	26,104
	災害救助費	災害救助費	384	24			360	60	300
社会教育費	公民館費	23,340	15,276		3,284	4,780	795	3,985	
小計		1,798,457	1,276,746		37,253	484,458	80,614	403,844	
社会保険	社会福祉費	老人福祉費(介護・後期)	434,946	47,694		709	386,543	64,321	322,222
		国民健康保険費	99,219	51,131			48,088	8,002	40,086
	小計		534,165	98,825		709	434,631	72,323	362,308
保健衛生	保健衛生費	保健衛生総務費	9,488	379			9,109	1,515	7,594
		母子衛生費	19,802	1,149		433	18,220	3,033	15,187
		予防費	187,500	135,777		2,466	49,257	8,196	41,061
		保健施設費	2,387				2,387	397	1,990
小計		219,177	137,305		2,899	78,973	13,141	65,832	
合計		2,551,799	1,512,876		40,861	998,062	166,078	831,984	

- ※ 事務費や事務職員の人件費を除く。ただし保健施設費については、人件費を除き管理経費として抽出。
- ※ 一般財源の割合で、社会保障財源交付金を按分。